

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第2期さわやかな田園のまちづくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

福島県西白河郡矢吹町

3 地域再生計画の区域

福島県西白河郡矢吹町の全域

4 地域再生計画の目標

矢吹町は、福島県の南部に位置し、人口18,547人（平成22年4月1日現在）、面積60.37平方キロメートルで、三方を隈戸川、泉川、あゆり川、阿武隈川が流れ、この川の水を利用した農地が面積の半分以上を占めている。また、それぞれの川は、旧矢吹村、旧中畑村、旧三神村を流れ、農地を潤すとともに地域の資源として大切な存在となっている。

しかし、生活様式等の変化により、未処理の生活排水が河川や農業用水路に流れ込み、農地の荒廃を招いているほか、その一方で川遊びや地域内での川にまつわる風習も減り続け、今では地域と「川」を遠ざける結果となってしまった。そのため、町では、人と「川」を近づける方法として、矢吹町の西側地域において隈戸川を中心とした里山づくりを推進し、河川や自然環境を守る取り組みとして全町クリーン作戦を展開するなど、地域コミュニティの再生の面でも昔から伝わる風習等を後世に伝承する活動を推進しているが、未だ人と「川」との関係回復は道半ばにある。

さらに、本町では、生活排水を処理するため昭和62年から町の中心部で公共下水道を整備し、平成2年からは農業集落排水事業、平成6年からは浄化槽の個人設置型事業を展開し、平成16年度末の汚水処理人口普及率は82.8%に達したものの低迷している状況にあった。このことから、平成18年度からは5年間を計画期間とする地域再生計画を策定し、汚水処理人口普及率の向上を目指して汚水処理施設の整備を一体的かつ集中的に進めることにより、平成21年度末の汚水処理人口普及率は87.3%に達している。しかしながら、さらなる自然環境の保全のため平成23年度からの5年間の第2期計画において、引き続き汚水処理施設の整備を進め、さらなる汚水処理人口普及率の向上を目指す。

本町では、自然と人との関係を取り戻し築き上げる地域づくりとして、平成17年度に「第5次まちづくり総合計画」を策定し、10年後の町の将来像を「みんなで支え創造する私のふるさと さわやかな田園のまち・やぶき」と定め、「支えあい」を底流としたまちづくりをめざすとともに、循環型社会の推進、自然環境の保全として、自然環境の再生によるふるさとづくりを目標として定めている。

このような理由から、地域再生計画では、町の広大な農地と人々とのつながりが深い「川」に豊かな水を供給し、農業を中心とした地域経済の活性化とコミュニティの再生を図るため、自然環境の保全による地域づくりの復興として「さわやかな田園のまちづくり」を目指すこととする。

(目標1) この町に住んでいる人がずっと住み続けたいと思える人の割合 (71.6% (平成22年度) から75.0% (平成27年度))

(目標2) 汚水処理施設の整備の促進 (汚水処理人口普及率87.3% (平成21年度末) から92.8% (平成27年度末))

(目標3) 全町クリーン作戦の参加者数 (5000人 (平成22年度) から5500人 (平成27年度))

(目標4) 矢吹町の水や空気はきれいだと感じている人の割合 (70.1% (平成22年度) から74.0% (平成27年度))

(目標5) 生活する上で自然との関わりが大切だと思う人の割合 (93.1% (平成22年度) から96.0% (平成27年度))

(目標6) 環境保全型農業の実践 (エコファーマー数358人 (平成22年度) から500人 (平成27年度))

(目標7) 民俗芸能の伝承 (町文化財指定数13件 (平成22年度) から15件 (平成27年度))

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

本計画は、下水道等の整備によって河川等の浄化を図り、自然環境の保全や農地の荒廃防止、さらには「川」との関係構築を図るなど、農業を中心とした地域経済の活性化と地域コミュニティの再生を目的としている。このため、汚水処理施設整備交付金を活用し、合理的で効果的な汚水処理施設の整備によって、さわやかな地域の拡大と再生を図るものである。

また、関連事業として、隈戸川を中心とした矢吹西側地区における里山づくりを推進し、河川・道路を中心とした清掃活動を地域と行政が一体となって行う全町クリーン作戦を展開するなど、自然環境の保全とふるさとに親しむ地域づくりを推進する。さらには、環境保全型農業を実践し、集落での行事や民俗芸能等を確かなかたちで伝承するため、民俗芸能保存団体の基盤強化や地域の主体的な活動を支援する。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・ 公共下水道・・・平成18年3月に事業認可、平成23年3月に事業変更認可見込

[事業主体]

- ・ 矢吹町

[施設の種類]

- ・ 公共下水道、浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

- ・ 公共下水道 矢吹町 矢吹地区
- ・ 浄化槽（個人設置型） 矢吹町 中畑地区・三神地区・矢吹地区の一部

[事業期間]

- ・ 公共下水道 平成23年度～27年度
- ・ 浄化槽（個人設置型） 平成23年度～27年度

[整備量]

- ・ 公共下水道 $\Phi 300 \times 3,850\text{m}$
- ・ 浄化槽（個人設置型） 100基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

- ・ 公共下水道 矢吹地区で720人
- ・ 浄化槽（個人設置型） 中畑地区・三神地区・矢吹地区の一部で295人

[事業費]

公共下水道	事業費400,000千円（うち、交付金200,000千円）
浄化槽（個人設置型）	事業費25,605千円（うち、交付金8,535千円）
合計	事業費425,605千円（うち、交付金208,535千円）

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「さわやかな田園のまちづくり」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

- ① 隈戸川周辺の矢吹西側地区をふるさとの風景として再生するため、自然散策・森林浴、川に親しむ親水公園づくりを地域の主体的な活動によって行い、都市部の人たちとの交流ができる里山づくりを推進する。

【事業主体：行政、行政区、NPO法人】

- ② 全町クリーン作戦を実践し、河川・道路を中心とした清掃活動を地域と行政が一体となって行い、自然環境の保全やふるさとに親しむ地域づくりを推進する。

【事業主体：行政、行政区、関係機関団体】

- ③ 有機農業やエコ栽培等をめざす耕種農家と家畜排せつ物の有効利用をめざす畜産農家による研究会を設置し、良質な農業用水の確保とともに優良な堆肥づくりを行い、環境保全型農業を実践する。

【事業主体：行政、農業協同組合、農家】

- ④ 先人達の貴重な遺産である民俗芸能等を確かな形で伝承するため、民俗芸能保存団体の基盤強化及び地域の主体的な活動を支援するとともに、その中心的な地域リーダーとして文化財に関するボランティア活動を支援する。

【事業主体：行政、行政区、民俗芸能保存団体】

6 計画期間

平成23年度～27年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画を実施する段階で当町では実施計画書の作成とともに事前評価調書の作成を行い、事業の必要性、有効性、効率性、達成度に基づいた内部評価を行い、その結果はホームページ等で公表する。また、実施後においても4に示す数値目標に照らし状況を調査し、当町側において事後評価を実施するなど、評価結果は公表し以降の事業への反映材料とする。

なお、整備された污水处理施設については、水質検査、維持管理等が適切に行われていることを調査し検証する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし。